

## 追加議案第3号

高根沢町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

高根沢町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和43年高根沢町条例第26号）の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和4年3月16日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正の概要について

1 改正理由

人事院勧告に基づく関係法律の一部改正に伴い、本町においてもこれに準じ、所要の改正をしようとするものです。

2 改正内容

(1) 支給割合の改正

町長、副町長、教育長の令和4年6月期以降の期末手当の支給割合を改定するものです。

【期末手当の支給割合】

改正前

6月	12月	合計
167.5/100	167.5/100	335/100

改正後

6月	12月	合計
162.5/100	162.5/100	325/100



(2) 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置

令和3年12月の実際の期末手当支給額と人事院勧告に準じた改定が行われていたとした場合の当該期末手当の額との差額（調整額）を、令和4年6月に支給する期末手当の額から減ずるものです。（附則第2条）

$\underbrace{\text{令和4年6月本来額}}_{\text{"基準額"}} - \underbrace{(\text{令和3年12月支給額} \times \text{割合})}_{\text{"調整額"}} = \text{令和4年6月支給額}$
--

割合 : 10/167.5

3 施行日

公布の日

高根沢町条例第 号

高根沢町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

高根沢町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和 43 年高根沢町条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した町長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において町長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額に <u>100 分の 16 2.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した町長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において町長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額に <u>100 分の 16 7.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

(令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)

第 2 条 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この条において「基準額」という。）から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、167.5 分の 10 を乗じて得た額（以下この条において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(町規則への委任)

第 3 条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。